

医療型短期入所 葵の園・大宮 重要事項説明書

1 施設の名称及び所在地

施設名称	医療型短期入所 葵の園・大宮
所在地	埼玉県さいたま市西区清河寺685-1
法人名	医療法人社団 葵会
代表者名	理事長 新谷 幸義
電話番号	048-621-1155
サービスの種類	短期入所
事業所番号	1116505593

2 事業の目的

短期入所は、障害者総合支援法に基づきサービス申請をしている方に対し各区の地方自治体が必要性を認め、障害者総合支援費支給決定をした方を対象として（以下「利用者」という。）障害者総合支援法の趣旨に従って、看護、医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者にかかる療養生活の質の向上及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

3 運営の方針

利用者が障害者総合支援法に基づきサービス申請を行う状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護、医学的管理の下における介護、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

4 従業員の職種・員数・職務内容・勤務体制

職種	常勤	非常勤	夜間	職務内容
医師	1	4		医学的管理
看護職員	14	7	1	医学的管理に基づく看護
介護職員	46	16	7	介護に関する全般
理学・作業療法士	13			リハビリテーション
支援相談員	3			利用者及び扶養者との相談・指導等
薬剤師	1			調剤及び薬学的管理
管理栄養士	1	1		栄養管理及び食品の安全衛生
介護支援専門員	2			施設ケアプランの作成
事務職員	5			施設内の庶務・総務
その他		11		施設内の環境整備等

職種	勤務体制
医師（施設長）	日勤8：30～17：30
看護職員	日勤8：30～17：30 夜勤17：00～翌9：00
介護職員	早番 7：00～16：00 日勤8：30～17：30 遅番 10：30～19：30 夜勤17：00～翌9：00
理学・作業療法士	日勤8：30～17：30
支援相談員	日勤8：30～17：30
薬剤師	日勤8：30～17：30
管理栄養士	日勤8：30～17：30
介護支援専門員	日勤8：30～17：30
事務職員	日勤8：30～17：30 遅番 10：30～19：30

5 入所定員等

定員	150名（認知症専門棟 40名） 併設型10名									
居室	1床室	16室	2床室	3室	4床室	16室	特別な個室	74室	診察室	1室
浴室	一般浴室と特殊浴室があります。					機能訓練室			1室	

（短期入所を提供する主たる対象者）

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）

6 サービスの内容

- (1) 医療・看護・介護の各サービス
- (2) 入浴（対応できる場合）
- (3) 食事
- (4) 相談援助（利用者及び家族への助言援助）
- (5) レクリエーション、家族との交流
- (6) サービス利用のための措置

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	○	
職員への研修の実施	○	年1回以上定期的に実施しています
サービスマニュアルの作成	○	
身体的拘束	×	※生命、身体保護のため緊急やむを得ない場合のみ検討

※身体的拘束の手続きについて

緊急やむを得ない状況が発生し、「身体拘束」を行う場合は以下の手続きにより行います

- ① 第一に代替案を検討します。
 - ② 緊急やむを得ない場合や代替性のない場合は、施設長・事務長・看護師・介護支援専門員・支援相談員・介護士・家族等の参加する緊急カンファレンスを開催し、必要最小限の方法、時間及び時間帯、期間、実施方法の適正、安全性、経過確認の方法等の検討を行います。
 - ③ 実施にあたっては、検討事項の内容及び拘束の時間、時間帯、心身の状況、緊急やむを得なかった理由、カンファレンスの内容等の記録を作成、書面にて説明し、利用者及び家族の同意を得ます。
- (7) 体調不良時等のサービス提供について
 病状が不安定、事故のリスクが高い等、居室内でのサービスの提供で安全が確保されないと考えられる場合、居室の変更やサービスステーションの近くで経過を看させていただく場合があります。

7 利用料金

(1) 基本料金

自己負担金は、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費・日用品費等となります。

医療型短期入所

基本サービス名	対 象 者	サービス提供時間	料金
医療短期入所Ⅱ	医療型療養介護	1日	3,122円
医療特定短期入所Ⅱ	医療型療養介護	日中のみ	2,982円
医療特定短期入所Ⅴ	医療型療養介護	他サービス併用	2,202円
医療短期入所Ⅲ	遷延性意識障害者	1日	1,991円
医療特定短期入所Ⅲ	遷延性意識障害者	日中のみ	1,878円
医療特定短期入所Ⅵ	遷延性意識障害者	他サービス併用	1,448円

福祉型短期入所

基本サービス名	対象者	サービス提供時間	料金
福祉強化短期入所Ⅰ 6	障害者区分 6	1日	1,269円
福祉強化短期入所Ⅰ 5	障害者区分 5	1日	1,119円
福祉強化短期入所Ⅰ 4	障害者区分 4	1日	969円
福祉強化短期入所Ⅰ 3	障害者区分 3	1日	899円
福祉強化短期入所Ⅰ 2	障害者区分 1 2	1日	819円
福祉強化短期入所Ⅱ 6	障害者区分 6	他サービス併用	920円
福祉強化短期入所Ⅱ 5	障害者区分 5	他サービス併用	840円
福祉強化短期入所Ⅱ 4	障害者区分 4	他サービス併用	610円
福祉強化短期入所Ⅱ 3	障害者区分 3	他サービス併用	527円
福祉強化短期入所Ⅱ 2	障害者区分 1 2	他サービス併用	451円
福祉強化特定短期入所Ⅰ 6	障害者区分 6	日中のみ	1,207円
福祉強化特定短期入所Ⅰ 5	障害者区分 5	日中のみ	1,065円
福祉強化特定短期入所Ⅰ 4	障害者区分 4	日中のみ	923円
福祉強化特定短期入所Ⅰ 3	障害者区分 3	日中のみ	855円
福祉強化特定短期入所Ⅰ 2	障害者区分 1 2	日中のみ	780円
福祉強化短期入所Ⅲ 3	障害児区分 3	1日	1,119円
福祉強化短期入所Ⅲ 2	障害児区分 2	1日	936円
福祉強化短期入所Ⅲ 1	障害児区分 1	1日	820円
福祉強化短期入所Ⅳ 3	障害児区分 3	他サービス併用	840円
福祉強化短期入所Ⅳ 2	障害児区分 2	他サービス併用	568円
福祉強化短期入所Ⅳ 1	障害児区分 1	他サービス併用	449円
福祉強化特定短期入所Ⅱ 3	障害児区分 3	日中のみ	1,065円
福祉強化特定短期入所Ⅱ 2	障害児区分 2	日中のみ	890円
福祉強化特定短期入所Ⅱ 1	障害児区分 1	日中のみ	779円

別途加算

各加算	サービス提供時間	料金
栄養士配置加算	1日	24円
短期利用加算	1日	33円
食事提供加算	1日	53円
送迎加算	1回	203円
緊急短期入所受入加算（Ⅰ）	1日	295円
重度障害児障害者対応支援加算	1日	33円
医療的ケア対応支援加算	1日	131円
特別重度支援加算（Ⅰ）	1日	665円
特別重度支援加算（Ⅱ）	1日	324円
特別重度支援加算（Ⅲ）	1日	131円
重度障害者支援加算	1日	55円
上限額管理加算	1月	164円
受入前支援加算Ⅰ	1回	1,090円
受入前支援加算Ⅱ	1回	545円

(2) 食費

利用者負担の段階により以下の内容になります。

	朝	昼	夜	1日
通常食費	640円/日	910円/日	720円/日	2,270円
※所得区分による食材料費のみ	380円/日	440円/日	390円/日	1,210円

8 障害者総合支援法外の料金

- ・日用品費（希望により提供） 1日あたり 400円（税込）
（バスタオル、フェイスタオル、おしぼり、歯ブラシ、歯磨き粉等の費用です。）
- ・教養娯楽費 1日あたり200円（税込）
（個別のレクリエーションを行うに際してのクレヨン・紙その他の費用で、施設で用意する物をご利用いただく場合にお支払いいただきます。）
- ・文書作成料 1通につき3,300円（税込） 保険会社等の診断書の作成を希望される場合
- ・理美容代 実費（理美容料金表をご参照下さい。）
- ・健康管理料 実費（インフルエンザ予防接種等に係わる費用です。）
- ・洗濯代（業者依頼） 110円/品（税込）
（ご希望の方は別途「柵クラウンズ」に申し込んでいただきます。）
- ・洗濯込衣類リース（業者依頼） 1,575円/日（税込）
（ご希望の方は別途「柵伊賀屋」に申し込んでいただきます。）
- ・特別室料 1日あたり 2,200円/日（税込）
- ・電気代 1件につき 52円/日（税込）
- ・テレビレンタル代 157円/日（税込）
- ・イヤホン代 440円/個（税込）（購入希望される利用者のみ）

○ 支払方法

銀行振替または振込となります。

9 ご利用の手続

(1) ご利用時の手続

まずは、お電話等でお申し込みください。居室に空きがあればご利用いただけます。ご利用前に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) 退所手続

① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の前日午後5時までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が医療機関に入院した場合
- ・障害者総合支援法でサービスを受けていた利用者の障害程度区分が、非該当と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

③ その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを正当な理由なく30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが、事業者やサービス従業者または他の入所者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
- ・利用者が病院または診療所に入院した場合。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合。

なお、このいずれかの場合は、30日間の予告期間において文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。

- ・利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があったときは、実費を請求します。

10 通常の送迎実施地域

さいたま市西区・北区・大宮区・浦和区・中央区・桜区・南区・緑区・上尾市、川越市（その他地域は別途相談）

11 緊急時の対応方法

入所者の容体の変化等があった場合は、医師により必要な処置を講ずるほか、ご家庭の方に速やかに連絡いたします。

12 非常災害対策の実施

- (1) 非常災害に関する具体的な計画を作成 防火教育および基本訓練（消火・通報・避難）
年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
- (2) 利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上
- (3) 非常災害設備の使用方法の徹底 随時

13 事故発生時の対応

- (1) 事故発生時は速やかに家族、関係機関（さいたま市等）に連絡し対応します。
- (2) サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対してその損害を賠償します。

14 虐待防止のための措置

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止責任者 施設長
- (2) 身体拘束廃止委員会の設置、改善計画の作成、職員に対する研修の実績
- (3) 身体拘束廃止マニュアルの作成
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) 苦情解決体制の整備

15 衛生管理等について

- (1) 施設の用に供する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置(対策委員会3月に1回実施、指針整備、訓練実施)を講じます。
- (3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

16 業務継続計画の策定

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 施設ご利用相談・苦情担当
苦情等責任者 事務長
相談・苦情等担当 支援相談員
連絡先 電話 048-621-1155

(2) その他

当施設以外に行政の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

さいたま市	障害支援課	電話	048-829-1305	FAX	048-829-1981
さいたま市	西区支援課	電話	048-620-2662	FAX	048-620-2766
	北区支援課	電話	048-669-6062	FAX	048-669-6166
	大宮区支援課	電話	048-646-3062	FAX	048-646-3166
	見沼区支援課	電話	048-681-6062	FAX	048-681-6166
	中央区支援課	電話	048-840-6062	FAX	048-840-6166
	桜区支援課	電話	048-856-6172	FAX	048-856-6276
	浦和区支援課	電話	048-829-6143	FAX	048-829-6239
	南区支援課	電話	048-844-7172	FAX	048-844-7276
	緑区支援課	電話	048-712-1172	FAX	048-712-1276
	岩槻区支援課	電話	048-790-0163	FAX	048-790-0266

18 協力医療機関等

- ① 協力医療機関 指扇病院
住所：埼玉県さいたま市西区平方領々家983
電話：048-623-1101
- ② 協力医療機関 西大宮病院
住所：埼玉県さいたま市大宮区三橋1-1173
電話：048-644-0511
- ③ 協力歯科医院 高木歯科クリニック
住所：埼玉県さいたま市西区大字高木266
電話：048-625-7581
- ④ 協力歯科医院 ひのき歯科
住所：埼玉県さいたま市北区日進町2-1108
電話：048-651-8855

19 その他留意事項

- ① 面会 時間は午後2時30分から午後3時45分までとします。
事前受付制にてお受けいたします。面会簿へ記入してください。
- ② 外出・外泊 事前に届出をしてください。
- ③ 飲酒・喫煙 飲酒は原則としてお断りいたします。
施設内は全館禁煙とさせていただきます。
- ④ 設備・備品の利用 定められた場所で注意をもって正しく使用してください。
- ⑤ 私物の持込 品物によって制限させていただく場合があります。
- ⑥ 貴重品の持込み 原則としてお断りいたします。
- ⑦ 宗教活動 お断りいたします。
- ⑧ ペットの持込 お断りいたします。
- ⑨ 飲食物の持込 医師、看護師にご相談ください。

契約する場合は、以下のことを確認すること。

令和 年 月 日

医療型短期入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〔事業者〕
所在地 埼玉県さいたま市西区清河寺685-1
名称 医療法人社団 葵会
医療型短期入所 葵の園・大宮

説明者氏名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から医療型短期入所についての重要事項の説明を受けました。

<利用者> 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(保証人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印